平成２２年（フ）第３６５号
福岡県久留米市上津町2192番地270　ロフトＨアンドＡ105号
債務者　平塚　尊士
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３８５号
福岡県久留米市三潴町西牟田6557番地89　医療法人十連病院、住民票上の住所福岡県筑後市大字熊野1208番地２　フローラ205号
債務者　坂井喜代太
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２号
福岡県久留米市諏訪野町1563番地
債務者　岡本　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８号
福岡県久留米市大善寺南１丁目23番26―302号
債務者　中園　　望
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６号
福岡県久留米市高良内町975番地
債務者　馬渡　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２９号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番1014号、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町別府２丁目12番１―603号
債務者　野上　政紀
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３１号
福岡県久留米市国分町1996番地21
債務者　豊福　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３７号
福岡県久留米市南３丁目14番６―104号
債務者　中山　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県久留米市高良内町2740番地５
債務者　城戸　琢磨
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４５号
福岡県久留米市本町15番地20　セカンドステージ203号、旧住所福岡県久留米市西町922番地２　花畑32舛田ビル1103号
債務者　松本メリーこと　マツモト　メリートラト
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６０号
福岡県久留米市長門石４丁目６番15―38号
債務者　横山　晴喜
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕968番地４
債務者　毛利　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
福岡県大川市大字小保470番地３　小保団地323号
債務者　近藤あゆみ（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
北九州市門司区柳町４丁目11番７号
債務者　藤田寿美江
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２号
北九州市八幡西区陣原４丁目14番36―406号
債務者　岩永　　昇
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１３号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目20番17―804号
債務者　橋口　武晶
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８３０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目80番17号
債務者　大迫かおる
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６６号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目20番17―804号
債務者　橋口　文美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係